

報告第16号

令和2年度八幡浜市水道事業会計予算繰越計算書

令和2年度八幡浜市水道事業会計の予算を別紙のとおり令和3年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

令和3年6月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	日土東地区水源池取水堰改良工事	6,500,000	0	6,500,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	愛宕第4配水池敷地造成工事	120,000,000	45,603,000	74,397,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
0	0	6,500,000	0	0	工事用道路の設置に関する地権者との協議に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったため。

(単位：円)

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
15,112,000	53,000,000	6,285,000	0	0	工事の実施に伴い発生する残土運搬路の使用及び借地に関する調整に不測の日数を要したこと及び入札が不調となったことにより、年度内の完成が困難となったため。

